

奈良県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・八一二号今井五井線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成八年十月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

平成八年十月二十二日奈良県告示第三百四十六号のとおり